






大川市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給金

大川市は、新規創業者を対象とする融資制度を利用した者に対して、信用保証料・利子補給金を交付することにより、新規創業者の負担軽減を図り、もって市内における中小企業者の経営安定及び発展に寄与することを目的とする。

 <p>対象者 対象事業</p>	<p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市税の滞納がない者 ②市内で新規創業し、事務所等を設置する者 ③市が指定した創業に関するセミナーを受講した者（大川商工会議所が主催する起業・創業セミナー以外を受講される場合は、市インテリア課に事前にご相談ください） ④本補給金の交付を過去に受けていない者（信用保証料補給と利子補給は併用可能です） ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有していない者 <p>【対象事業】</p> <p>福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種であること</p> <p>※以下のいずれかに当てはまる場合は、補助対象外となります</p> <ol style="list-style-type: none"> ①宗教活動又は政治活動を目的とした事業 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業 ③その他市長が適当でないと認める事業 									
 <p>対象融資</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①福岡県の中小企業融資制度（新規創業関連資金） ②福岡県信用保証協会（創業関連保証等） ③日本政策金融公庫（創業関連融資） <p>※創業後1年未満に借入したものに限り</p>									
 <p>申請期間</p>	<table border="1"> <tr> <td>信用保証料</td> <td>保証協会に保証料を支払った日から60日以内</td> </tr> <tr> <td>利子補給</td> <td>借入日から12か月目の利子（延滞利子を除く）を支払った日から60日以内</td> </tr> </table>	信用保証料	保証協会に保証料を支払った日から60日以内	利子補給	借入日から12か月目の利子（延滞利子を除く）を支払った日から60日以内					
信用保証料	保証協会に保証料を支払った日から60日以内									
利子補給	借入日から12か月目の利子（延滞利子を除く）を支払った日から60日以内									
 <p>補給率 補給上限</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補給率</th> <th>補給上限（千円未満切り捨て）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料</td> <td>補給対象経費の全額</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>利子補給</td> <td>補給対象経費の全額</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>		補給率	補給上限（千円未満切り捨て）	信用保証料	補給対象経費の全額	30万円	利子補給	補給対象経費の全額	10万円
	補給率	補給上限（千円未満切り捨て）								
信用保証料	補給対象経費の全額	30万円								
利子補給	補給対象経費の全額	10万円								
 <p>申請書類</p>	<table border="1"> <tr> <td>信用保証料</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式1号） ②信用保証決定のお知らせ等の写し（信用保証協会発行のもの） ③信用保証料の支払いが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ④市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ⑤その他市長が必要と認める書類 </td> </tr> <tr> <td>利子補給</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式2号） ②市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ③金融機関等による利息計算書 ④利息を支払ったことが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ⑤その他市長が必要と認める書類 </td> </tr> </table>	信用保証料	<ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式1号） ②信用保証決定のお知らせ等の写し（信用保証協会発行のもの） ③信用保証料の支払いが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ④市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ⑤その他市長が必要と認める書類 	利子補給	<ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式2号） ②市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ③金融機関等による利息計算書 ④利息を支払ったことが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ⑤その他市長が必要と認める書類 					
信用保証料	<ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式1号） ②信用保証決定のお知らせ等の写し（信用保証協会発行のもの） ③信用保証料の支払いが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ④市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ⑤その他市長が必要と認める書類 									
利子補給	<ol style="list-style-type: none"> ①補給金交付申請書（様式2号） ②市が指定した創業に関するセミナーの受講修了証 ③金融機関等による利息計算書 ④利息を支払ったことが確認できるもの、または取扱金融機関による証明（証明書の該当欄を利用） ⑤その他市長が必要と認める書類 									
<p>申請先</p>	<p>大川市インテリア課 木工振興係（大川市大字酒見 256 番地 1） TEL：0944-85-5582 E-mail：okwmokko_k@city.okawa.lg.jp</p>									

問合せ先

【申請について】
大川市インテリア課 木工振興係 TEL：0944-85-5582
【起業・創業セミナーについて】
大川商工会議所 TEL：0944-86-2171

大川市の
創業支援について

